

(7) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.7億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 24.6億円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	511,963	361,180		1,569	17,538	131,676
	高齢者福祉事業	93,486	7,728		3,257	9,697	72,804
	児童福祉事業	595,467	367,502	9,800	17,134	23,629	177,402
	母子福祉事業	10,490	5,139		77	620	4,654
	小計	1,211,406	741,549	9,800	22,037	51,484	386,536
社会保険	国民健康保険事業	170,944	82,532			10,391	78,021
	後期高齢者医療事業	238,556	39,564			23,389	175,603
	介護保険事業	297,990	22,462			32,385	243,143
	小計	707,490	144,558	0	0	66,165	496,767
保健衛生	疾病予防対策事業	145,463	77,672		1,220	7,825	58,746
	病院事業	398,532		7,400		45,972	345,160
	小計	543,995	77,672	7,400	1,220	53,797	403,906
合計	2,462,891	963,779	17,200	23,257	171,446	1,287,209	